

平成27年度 第3回 平塚市図書館協議会 会議記録 【要旨】

開催日時	平成28年2月18日(木) 15時32分～16時38分
開催場所	平塚市中央図書館3階ホール
出席者	委員 加藤 憲一 会長 古根村 政義 副会長 桑原 裕彦 委員 跡部 左恵 委員 杉田 詩子 委員 小林 耕平 委員 事務局 鈴木高雄社会教育部長 見留俊也中央図書館長 丸島隆雄北図書館長 脇孝行西図書館長 富田和博南図書館長 菊坂伸江奉仕担当長 高橋章夫管理担当長 山田剛弘管理担当主管
傍聴人	3名

会議の概要

1 あいさつ 加藤会長

【要旨】 今回の会議は、子ども読書活動推進計画の第二次の検証のまとめの報告と、今後の予定などに、平塚市図書館の歳入の取組などが予定されているが、前回委員から提案があった平塚市図書館の貸出点数の制限緩和についての具体的な検討が主となると思う。委員各位の忌憚ない御意見を願いたい。

2 議 題

(1) 平塚市子ども読書活動推進計画(第二次)について

- 【 会 長 】 前回の会議録(要旨)を基に、前回の議事のまとめがあった。
- 【 質 疑 】 特になし
- 【 会 長 】 前回の会議録は承認をいただいたとみなして良いか。
- 【 委 員 】 異議なし。
- 【 事 務 局 】 資料1-1「平塚市子ども読書活動推進計画(第二次)検証のまとめ」、資料1-2「平塚市子ども読書活動推進計画の今後の予定」を基に説明を行った。
- 【 委 員 】 第二次計画の具体的な事業評価についてS～Dまでの5段階の評価をしたという説明があったが、具体的にどのような形で評価を行ったのか。
- 【 事 務 局 】 各事業は担当課で進行管理を行っている。毎年、事業の進捗状況で評価をしていたが、今回は策定当初の目的が達成されたかを中心に、評価のお願いをした。各課の担当者が集まる策定作業部会で、41の具体的な事業を担当課から、自己評価の基準を説明し、その他全委員の多数決で評価(案)を定めた。
これを、課長らで構成される庁内推進会議で了承し、最終評価とした。
- 【 委 員 】 自己評価が基本で、庁内で評価が完結すると、どうしても横並びで甘くなる傾向があると思う。
- 【 事 務 局 】 今回は、逆に担当課の低い評価を、他課の担当者の意見で評価を上げたものがあるが、一般的には、委員の指摘のとおり傾向になる。第三次計画では、外部委員による評価を行う予定である。
- 【 委 員 】 評価は第三者が行うのが良いと思う。予定どおり進めてもらいたい。
- 【 会 長 】 中間評価は多くの方を含めて行う評価であって、特にボランティアの方々に関わってもらいたいことを願う。

【事務局】	事務局としては、中間評価を通じて、子ども読書活動推進事業がさらに活発になれば一番良いと考えている。
【会長】	計画が学校図書館やボランティア活動に与えた影響などについて、意見があれば願います。
【委員】	ボランティアが委託金という公金を扱うことが負担という意見が依然として強い。本校の所属する協議会は平成28年度から休会することになった。いつでも休会できることは、負担感の解消という意味で良い制度だと思う。本校の協議会も、環境が変われば、すぐにでも再開できると思うので、これを後押しするような仕組みも合わせて検討いただきたい。
【事務局】	第三次計画策定時にも負担感の解消については十分検討したが、更に努力していきたい。また休会した中学校区の協議会も、情報提供等で、再開できるように後押ししていきたい。
【委員】	計画が策定されたことで、学校でも学校図書館の利用が進んだだけでなく、ボランティアに参加する人が増えていると思う。ボランティア活動は、読み聞かせと、図書整備に大きく分かれるが、いずれも父兄だけでなく、既にお子さんが卒業されたOBの方も多くなった。地域の活動とも年々密着していると実感している。
【事務局】	地域によっては、学校図書館のボランティアの募集を公民館で募集し、これをきっかけにボランティアが増えたところもある。
【委員】	平塚市の場合は、15の中学校区の協議会で子ども読書活動を行っているので、地域性が強い。事務局からあった話も、良いことなので情報共有はしているが、必ずしも横並びでやってもうまくいくとは限らないことがあるので難しい。先ほど公金を扱うことが負担と言う話があったが、根っこの部分として、何か押し付けられているという意識があることが改善できれば、これも逆に市からのお金を預かって活動しているというやりがいが変わると思う。経験上、何事も無理をしないで行うということがキーポイントになると考える。
【会長】	あくまでも主観だが、指定管理者や、直営でも館長以外は全て派遣会社のスタッフといったアウトソーシングが進んだ図書館では、子ども読書活動推進事業をボランティアと連携して行うのは難しいと考えるが、実際に指定管理者の図書館長としての経験上、平塚市のような子ども読書活動推進事業は可能なのか。
【委員】	指定管理者の図書館でも、別にお金を払えば、海老名市立有馬図書館のような、多くの直営の図書館以上の子ども読書活動推進事業を行うことは十分可能である。綾瀬市立図書館では事業だけでなく、計画の策定まで関わった。運営形態よりも、館の責任者やスタッフも含めて、「ボランティアなしでは図書館の運営はできない。」という意識があることが重要。これがボランティアに伝われば、自然に連帯感が生まれ、事業が円滑に進むと考える。
【委員】	ボランティアとスタッフでは当然、役割が違う。双方でこれが分かっていると誤解が生じる。実際に図書館の運営にボランティアは欠かせないので、必要性を理解しないスタッフはいないと思うが、ボランティアは、無理のない範囲で協働してやっていくという意識と、これに対する図書館側の理解が必要である。学校図書館でも、学校司書などのスタッフと、PTAや地域の図書ボランティアの役割分担がそれぞれ異なる。図書館も運営形態よりも、相互の意識や理解が連帯感を高める上では重要だと思う。

(2) 平塚市図書館の歳入確保の取組、平成28年度平塚市図書館予算の概要について

- 【事務局】 資料2-1「平塚市図書館の歳入確保の取組」を基に説明を行った。
- 【委員】 広告付マツを広報した際に、写真を付けてPRを行ったのか。
- 【事務局】 広報ひらつかに募集記事を掲載したが、紙面の都合で写真付ではなかった。
- 【委員】 会社の経営者などが、公共施設の入口に自分の会社のロゴが入ったマツがイメージできれば、興味を惹かれると思う。ぜひ検討していただきたい。
- 【事務局】 実現に向けて、写真付で記事を投げ込むなどしてみたい。
- 【事務局】 資料2-2「平成28年度平塚市図書館予算の概要」を基に説明を行った。
- 【委員】 数字を見る限り、資料費がかなり削られたような印象を受けたが、どの程度削減されたのか。
- 【事務局】 一律10%シーリングがかかる中で、光熱水費や嘱託員の賃金といった部分は削れない。削減の大きな部分は、システムの再リース費用が大きい。即答はできないが、資料費も削減せざるを得なかった。
- 【委員】 県立図書館も同様だが、資料費の削減は図書館の根幹の部分なので極力削減を抑えた。平塚市図書館も次年度以降、資料費予算が復活できるように努力をお願いする。
- 【事務局】 考えは同じなので、資料費の確保は、次年度以降の予算要求で確保に努めていきたい。

(3) 平塚市図書館の貸出点数制限の緩和について

- 【事務局】 資料3-1「平塚市図書館の貸出点数制限緩和について」を基に説明を行った。
- 【委員】 資料3-2「長期延滞者に対する利用制限」を基に説明を行った。
- 【会長】 事務局(案)の全館で15点より借りている人の割合が分かれば教えて欲しい。
- 【事務局】 2月16日時点の貸出者数の約15,000人中55人である。
- 【委員】 移動図書館も制限の緩和の対象に含めるのか。
- 【事務局】 積載冊数の課題などもあるので、内容はさらに検討するが、緩和の実施は同時に行いたい。
- 【委員】 同時期に改正できるようにお願いします。さきほど委員から説明があった相模原市では、規則上、返却期限日から45日を経過して返却しない者を、いわゆる利用制限等を課す悪質な延滞者としている。平塚市では規則上、2回以上督促をして返却を怠る者を同様に扱うが、督促の解釈の部分で、相模原市より裁量の余地があるのではないかと推測する。具体的にはどのように督促し、それに応じない利用者を悪質な延滞者とし、利用制限を課すのか。
- 【事務局】 督促という形ではなく、メールや電話、はがきなどで確認という形で行っている。規則にのっとって督促を行う場合は、書名などきちんと伝えて、行ったことを記録しておくかなければならないので、事務作業として他の業務を行う中でどのように行うか決めておく必要がある。ただし、何回も催告しても返却いただけない場合は、確認の内容も厳しいものにする。自宅に訪問して返却や弁済をしてもらうこともある。また、合わせて資料を汚したり、延滞を繰り返す方については、個別に利用制限を行ったことはある。
- 【会長】 現在は、館をまたがって延滞している方は、中央館で一括して督促しているのか。
- 【事務局】 基本的には、確認のはがきや電話での催促も含めて各館で行っているが、複数館

	で延滞している方のところに、一つの館でまとめて回収をするため訪問することもある。
【 委 員 】	電話での催促も、確認のはがきも、厳密に言えば督促だと思うが、ソフトなやり方で行うという方針は良いと思う。ただし、今のような悪質な延滞者の定義が曖昧な点は疑問がある。相模原市のように利用制限の対象者を明確に定めて置く必要があると考える。貸出点数の制限を緩和した場合は、延滞や催告することも当然増えるので、今のような手間がかかるやり方も、自動的にできるようにするなどシステムや規則も含めて改善すべきだと思う。
【 会 長 】	大学図書館は、うっかり延滞した場合であっても、システム上、自動的に利用制限がかかるようになっている。公共図書館では、大学図書館とは違って利用者からの抵抗もあるので、なかなか利用制限に踏み切るのは難しいと思うが、話を伺って相模原市のように45日といった具体的な利用制限の基準が必要ではないかと思った。 では、それをどこで伝えるのが有効なのかと言えば、貸出の際に、「延滞した場合は利用制限がかかりますよ。」とやんわりと明示して伝えておき、システム上機械的に実行する。これが一番手間もかからず効果があってトラブルも少ないと思う。
【 委 員 】	それが良いと思う。多くの公共図書館では延滞は悩ましい問題だが、大学図書館では話題にすらならない。理由として、利用制限が簡単にできることだと考える。 しかし、公共図書館では、行政機関としての手続きを踏む必要があって簡単にはできず、実際に行くと苦情も出る。そのため利用制限を実際に行っている大学図書館や一部の県立の図書館は、利用者が利用制限を受けても、解除要件を満たせばすぐに解除できるようにシステムや規則をあらかじめ定めていることが多い。
【 会 長 】	私の大学図書館でも、延滞しても、うっかりの場合はすぐに利用制限が解除される。ただし、何回も延滞を繰り返す、期間が長い場合は、すぐに解除されなくなるらしいが、これも全てシステム上でなされている。規則までは把握していないが、大学の会議などで議題になった記憶はない。ぜひ検討いただきたい。
【 事 務 局 】	利用制限も、貸出点数の制限緩和と合わせて検討しているが、本日会長や委員各位からいただいた意見を踏まえてさらに検討を行っていききたい。
【 会 長 】	貸出点数の上限を全館で15点にするのは、妥当な案だと思う。特に地区図書館は、車で利用する人が多いので、点数が緩和されれば、目的である貸出の利用は増えると思う。このまま進めても良いと思う。他に意見があればお願いする。
【 委 員 】	私もこの案で良いと思う。貸出点数の制限緩和と話がずれるかも知れないが、規則の第22条で、利用券の一時停止や禁止で、「利用券を他人に譲渡又は貸与したとき。」の条項があるが、家族の利用券の利用は、本人確認等ができれば、条件付きで認めていると思うが、家族の定義や、運用の基準を伺いたい。
【 事 務 局 】	利用券をお持ちであれば、委任されているとして貸出をしている。利用券が紛失扱いになっていれば、本人確認などをした上で使えるようにしている。
【 委 員 】	県立図書館では、過去には、問題を起こした利用者が、家族の利用券を不正使用した事例があったので、厳密な運用を行っている。規則の改正の際に、合わせて明確な運用の基準を設けておくべきだと思う。
3 その他	
【事 務 局】	次回の図書館協議会は来年度の6月30日(木)の14時からを予定している。

	<p>議題は、平成27年度の図書館事業の報告や平成28年度の事業計画、可能な範囲での平成27年度の決算や子ども読書活動推進事業の報告を予定しているが、貸出点数の制限緩和やアウトソーシングなどの検討が主になると思う。</p> <p>また午前中に、綾瀬市立図書館を視察できることになった。職員を対象にした視察であるが、委員各位にも視察していただきたいので、ぜひとも参加をお願いします。</p> <p>【 会 長 】 私は講義があるので視察は参加できないが、各委員にはぜひとも参加をお願いします。最後に事務局から一言お願いします。</p> <p>【 事 務 局 】 本日は時間の限られた中で貴重な御意見をいただき感謝する。特に小林委員には、今後の参考になるような資料の提供をいただき感謝したい。社会教育部は、いくつかの公共施設を所管しているが、この図書館はその中でも最も多く利用されている。特に中高年、定年退職等をされたばかりの方の利用が多いと考えている。健康維持を考えると、規則正しい生活を送ることが共通理解だと考えるが、公民館は、共通の目的を持った仲間が必要などの一定の制約がある。その点、図書館はぶらりと一人でも利用できる。今後、高齢化がさらに進むと、知的空間に触れるといった目的を持って図書館に長時間滞在するような利用も増えて来ると思う。これからも利用者のニーズに対応した様々な御意見をいただければと考えている。</p>
4 閉 会	
【会 長】	<p>閉会を告げた</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>